

意見書

2009年7月17日

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

〒100-8543

東京都千代田区内幸町 2-2-1

日本プレスセンタービル 7階

社団法人日本新聞協会

メディア開発委員会

委員長 大久保 好 男

「通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成20年諮問第14号＞答申（案）」に関し、  
内容全般を踏まえ別紙の通り意見を提出します。

【別 紙】

2009年7月17日

「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成20年諮問第14号>答申（案）」  
に対する日本新聞協会メディア開発委員会の意見

日本新聞協会メディア開発委員会は、一連の通信・放送制度の見直し論議の中で、一貫して「言論・表現の自由の確保と情報の自由な流通に配慮し、十分議論する」ことを求めてきた。今回出された「通信・放送の総合的な法体系の在り方」答申案について、こうした観点から再度意見を述べる。

今回の答申案では、コンテンツ規律について、従来の「放送」の概念・名称を維持したうえで、放送法の目的規定をベースに現行の放送法を核として放送関連四法の集約・大括り化を図り、「公然性を有する情報通信コンテンツ」（オープンメディアコンテンツ）をコンテンツ規律の対象外とする方針が示された。これは昨年公表された「中間論点整理」に対する意見募集で、メディア開発委員会が主張した「メディア規制を容易にするようなコンテンツ規律は導入すべきではない」という意見に沿うものと理解する。

ただ、答申案は、オープンメディアコンテンツのうち違法・有害情報への対応について、2011年度までの民間の取り組みの結果を踏まえることが適当とするなど、「更なる大括り化」の可能性を示唆している。その場合でも、民主主義の根幹を成す言論・表現の自由の確保には格段の意を用いるべきであり、新たなコンテンツ規律を設けることのないよう求める。本来、行政機関はコンテンツの規律に関与してはならず、オープンメディアコンテンツは将来にわたって法規制の対象外とすべきであることを改めて指摘する。

また、放送施設の設置と放送業務を別の行政手続きとする、いわゆるハード・ソフト分離制度の地上放送への導入については、行政当局がソフト事業者を審査・認定する際などに、言論・表現の自由が損なわれることがないよう、制度整備に当たっては、関係事業者の意見を尊重しつつ、慎重に進めるべきである。

以 上